



三重県公報

令和7年4月18日（金）

第 609 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
300	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	（ 治 山 林 道 課 ）	2
301	同件	（ 同 ）	2
302	同件	（ 同 ）	2
303	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	（ 同 ）	3
304	特定漁港漁場整備事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	（水産基盤整備課）	5
305	河川区域の変更及びその関係図面の縦覧	（ 河 川 課 ）	6
306	河川区域の変更により廃川敷地等が生じた旨及びその関係図面の縦覧	（ 同 ）	6
307	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	（ 教 育 委 員 会 ）	6
	公 告		
	土地改良区役員の就任の届出	（ 農 地 調 整 課 ）	7
	土地改良区の定款変更の認可	（ 同 ）	7
	林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森林・林業経営課）	7
	公共測量を実施する旨の通知	（ 公 共 用 地 課 ）	7
	公共測量が終了した旨の通知	（ 同 ）	7
	同件	（ 同 ）	8
	同件	（ 同 ）	8
	同件	（ 同 ）	8
	同件	（ 同 ）	8
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	（ 市 町 行 財 政 課 ）	8

告 示

三重県告示第 300 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いなべ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、亀山市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示 301 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 302 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 2

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
紀北町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 303 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名
荒木 安太郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市円徳院字北垣内 1083 の 1
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

岩森 文治郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市波敷野字大谷 1621

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

大野 文左エ門

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市波敷野字向山 1677

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の名称

株式会社ユニティーホーム

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市諏訪字東谷 3495 の 4、3498 の 11、3498 の 12

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の名称

パインウッドカントリークラブ株式会社

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市諏訪字東谷 3498 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

有本 紘

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市諏訪字東谷 3499 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 304 号

特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 11 項の規定において準用する同条第 4 項の規定により、次のとおり公告し、関係書類をこの公告の日から起算して 20 日間縦覧に供します。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更の案について意見がある場合は、同条第 11 項において準用する同条第 5 項の規定により、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和 7 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 地区名

錦地区

2 変更後の目的

錦漁港の築地橋橋脚と魚市場前岸壁の耐震化を行うことで、大規模災害時においても緊急物資輸送経路等の

確保及び水産業の早期再開が可能となる防災体制の構築を図る。また、南防波堤の新設、A大明神防波堤及び岸壁横護岸の嵩上げを行うことで、背後集落への津波の流入を低減し、人命や背後資産の被害軽減を図る。

3 変更の理由

資材単価等の上昇により計画事業費を増額する。

4 変更後の計画期間

平成30年度から令和9年度まで

5 変更後の計画事業費

5,490百万円

6 変更後の計画内容

南防波堤 L=215m、A大明神防波堤（改良）L=160m、岸壁横護岸（改良）L=74m、魚市場前岸壁（改良）L=40m、築地橋橋脚（改良）N=1式

7 縦覧場所

伊勢農林水産事務所及び大紀町役場 錦支所

三重県告示第305号

河川区域の指定(昭和50年三重県告示第713号)により指定した二級河川磯部川水系野川について、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第4項の規定により河川区域を変更しました。

なお、河川区域の変更に係る関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和7年4月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県告示第306号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和7年4月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 河川の名称

二級河川磯部川水系野川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和7年4月18日

3 廃川敷地等の位置

右岸 志摩市磯部町五知字地蔵向310番5地先～志摩市磯部町五知字向清水山313番15地先

左岸 志摩市磯部町五知字水呑24番4地先～志摩市磯部町五知字向清水山16番1地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 2922.82㎡

三重県告示第307号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和7年4月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

中央債権回収株式会社

東京都中央区晴海3丁目12番1号KDX晴海ビル6階

2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

三重県高等学校等修学奨学金貸付金に係る返還金及び同返還金に係る遅延損害金の収納事務

3 指定をした日

令和7年3月24日

4 委託をした日

令和7年3月31日

5 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和7年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎1丁目11番8号）

就任理事

伊勢市上地町1817番地

中 川 亜沙美

〃 御菌町高向2655番地

森 美 江

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宮川用水土地改良区（伊勢市河崎1丁目11番8号）の定款の変更を認可しました。

令和7年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録しました。

令和7年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

登 録 番 号	生 産 事 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	生 産 事 業 の 内 容				事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地
		種 穂		苗 木		
		採取	精選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木育成	
尾農第 149 号	森林組合おわせ 代表理事組合長 松永 忠興 北牟婁郡紀北町便ノ山 200 番地	○	○	○	○	森林組合おわせ 北牟婁郡紀北町便ノ山 200 番地

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和7年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 作業期間
令和7年4月14日から同年9月12日まで
- 作業地域
桑名市多度町戸津及び同市多度町香取

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年3月26日に終了した旨、三重県伊勢農林水産事務所長から通知がありました。

令和7年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量（基準点測量）

- 2 作業地域
伊勢市黒瀬町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年3月10日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和7年4月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
三重郡菰野町大字菰野

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年4月4日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和7年4月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（数値図化測量）
- 2 作業地域
度会郡南伊勢町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年4月4日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和7年4月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（数値図化測量）
- 2 作業地域
度会郡大紀町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年3月28日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

令和7年4月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳補正業務）
- 2 作業地域
亀山市全域

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年4月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
三重県住民基本台帳ネットワークシステムにおける機器の更改及び運用管理支援業務

- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から令和 12 年 10 月 31 日（木）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
エ ISO27001、JIS Q 27001 のいずれか、又はそれらと同等であると証明可能な情報セキュリティに関する規格を認証取得している者であること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
 - (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 7 年 5 月 16 日（金）12 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。
- なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
 - (4) ISO27001、JIS Q 27001 のいずれか、又はそれらと同等であると証明可能な情報セキュリティに関する規格を認証取得している者であることを証明するもの
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県地域連携・交通部地域連携・交通総務課予算経理班 担当 大市
電話 059-224-2717 ファクシミリ 059-224-2219
 - (2) 契約条項を示す場所
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県地域連携・交通部市町行財政課行政班 担当 坂井
電話 059-224-2171 ファクシミリ 059-224-2219

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配付方法

調達説明書等は、本公告日から令和7年6月4日（水）まで調達システムにより提供します。仕様書等は、(2)の場所で、本公告日から令和7年5月8日（木）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の9時から17時まで配付します。なお、仕様書等を受領する際に誓約書（調達システムにより提供）が必要となりますのでご注意ください。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年5月29日（木）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和7年5月29日（木）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年6月4日（水）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年6月4日（水）15時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県地域連携・交通部地域連携・交通総務課予算経理班

案件名 三重県住民基本台帳ネットワークシステムにおける機器の更改及び運用管理支援業務入札書
在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年6月4日（水）15時10分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携・交通部地域連携・交通総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第

75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Equipment renewal and Maintenance Support for Mie Prefecture's Basic Resident Registration Network System

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, June 4, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Wednesday, June 4, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Wednesday, June 4, 2025.

(4) Managing Authority:

Municipal Administrative and Financial Affairs Division, Department of Regional Relations and Transport, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2171

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
